2016年
7月号

トピックス I. タイにおける太陽光エネルギー事業の立上げ
II. ベトナムの最近の太陽光エネルギー政策と立法
コラム シンガポール新会社法解説(第8回)～少数株主の権利～

I. タイにおける太陽光エネルギー事業の立上げ

執筆者: 小原 英志、Jirapong Sriwat、Apinya Sarntikasem

タイにおける発電事業への民間投資は、総発電規模に応じて次の三つに分類できます。(1)独立発電業者(IPP)、(2)小規模発電業者(SPP)、(3)零細規模発電業者(VSPP)であり、総発電規模がそれぞれ、90メガワット超、10メガワットから90メガワットの間、10メガワット未満の発電及び売電にかかる民間の事業を指しています。タイにおいて特に注目すべき点は、電力供給産業が国有の政策に基づいていることです。そして、独立発電業者及び小規模発電業者からの電力の購入者はタイ王国発電公社(EGAT)のみに限られ、零細発電業者からの電力の購入者はタイ地方電力公社(PEA)に限られています。

独立発電業者として事業を運営する者の選別には入札が用いられることから、しばしば低額な入札を強いられているようであり、独立発電業者としての投資は一般論としてはそれほど収益の大きいものではなく、小規模発電業者としての投資に比較して普及しているとは言えません。また、零細規模発電業者は屋上太陽光エネルギー事業の運営のようなごく小規模な発電にかかる民間事業を行うものであり、小規模発電業者への投資のように収益性のあるものではありません。

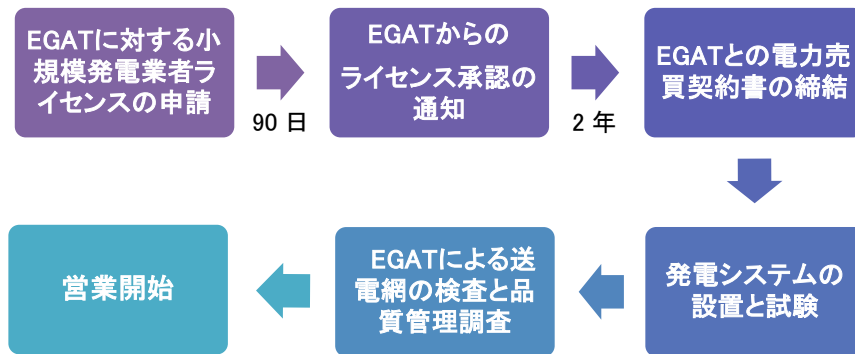
結局、タイにおける太陽光エネルギー事業への投資の大半は、小規模発電業者の形式で行われており、本稿も主として小規模発電業者とこれに関係するタイの法規則に焦点を当てるものです。

1. 小規模発電業者の設立

小規模発電業者とは、2007年の再生可能エネルギーによる発電のための小規模発電業者からの電力の買取りに関する規制(その後の改正を含む)及び2007年の熱電併給システムによる発電のための小規模発電業者からの電力の買取りに関する規制(その後の改正を含む)に定義されている通り、民間の又は公的な機関により運営されている事業であり、(a)風力、太陽光エネルギー、小規模水力といった伝統的でない電源、若しくは廃棄物、残留物若しくはバイオマスなどの燃料、又は(b)天然ガス、石炭又は原油といった伝統的なエネルギーの熱電併給システムによる利用のいずれかによる発電を行うものをいいます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

太陽光エネルギーを含む再生可能エネルギーによる発電のために、小規模発電業者として事業を行うためのライセンスの申請には、会社の登記書類、配線や器具の設計図、必要とされる保証書などの書類及び関連する証明書に加え、タイ王国発電公社への電力売却にかかる要請書及び申込書の提出が求められます。書類の提出から 90 日以内に、タイ王国発電公社から申請人に対してライセンスの付与の可否(すなわち同公社において電力を購入するか否か)について通知があります。小規模発電業を運営するライセンスが与えられた場合、その後 2 年以内に電力売買契約書が締結されなければならない、さもなくば申請人からの電力売買の要請と申込みは取り消されたものとみなされます。



[図: 小規模発電業の運営ライセンスの申請から営業開始までの手続]

タイ王国発電公社からのライセンスの取得後、小規模発電業者として事業を行う者は、送電の開始前に、再生可能エネルギーによる発電のための小規模発電業者からの電力を購入する際の規制で定められている条件を、追加で満たす必要があります。この条件とは、(i)電力売買契約書の締結の少なくとも 15 日前までに、環境に与える影響に関する調査報告書を提出すること(該当する場合)、(ii)同公社の定める営業開始日の少なくとも 10 日前までに、電力事業の運営に必要なライセンス類(下記の一覧表に例示しました)を提示すること、及び(iii)派生電力の売買契約、電力の安全性に関するサービス契約、送電網の接続にかかる契約、その他同公社が必要と定めた契約を締結することです。

資格及びライセンス	発行者
工場免許証(Ror.Ngor. 4)	産業省
ビル建設許可証(必要な場合)	地方行政府の関連部署(すなわち、県庁若しくは郡の行政機関)又は産業用地庁
電力産業運営免許証	電力管理委員会
発電管理免許証	電力管理委員会
電力産業運営免許証	電力管理委員会
電力品質証明書	タイ王国発電公社

小規模発電業者の運営方法は、次の二つに分類することができます。いわゆる「固定契約」によるか「非固定契約」によるかです。固定契約とは、長期に渡る電力売買契約のことであり、その期間は 20 年から 25 年の間で定められ、電力消費のピークとなる月に高い電力需要に応える必要があるものです。他方、非固定契約とは、短期の電力売買契約のことであり、その期間は 5 年を超えることはなく、ピークとなる月の電力供給が必要でない代わりに、売買代金が固定契約の業者に比較して低い単価で支払われます。

タイ王国発電公社と発電業者の間で締結される固定契約と非固定契約のいずれについても、同公社の電力売買契約雛形が利用されます。固定契約については、不可抗力の場合、小規模発電業者への補償をすることで、同公社が小規模発電業者により生成される電力を削減する権利があります。他方、非固定契約の雛形には、このような不可抗力時の発電業者への電力削減の補償に関する規定はありません。

2. 電力代金の支払い

2007 年以来、タイ王国発電公社は、発電業者へ支払う電力代金の計算にあたり、歩合加算方式を採用しています。この方式によると、加算される歩合は、現行の電力卸売価格の最上位にあたるものであり、太陽光エネルギー発電の場合はキロワットあたり 8 パーツ程度です。仮にこの加算歩合が実際にタイ王国発電公社で発生したコスト次第で変化して電気料金の形で消費者に転嫁されるとすれば、消費者にとって過大な負担でしょう。そこで、2015 年には電力規制委員会が再生可能エネルギーにより発電された電力の購入について、歩合加算に代えて電気料金表(FIT)政策を採用し、特に歩合加算方式の下では認められていなかった小規模発電業者の事業ライセンスの申請者に適用することが予定されています。

3. タイにおける太陽光エネルギー事業の促進

2014 年 12 月、タイ王国投資委員会(BOI)は、再生可能エネルギー事業への投資の新たな促進政策を発表しました。この政策の下では、太陽光エネルギー事業には、次のようなインセンティブが与えられています。すなわち、(土地代及び流動資産を除いた)投資に 100%影響する 8 年間の法人税免除措置、機械類に対する輸入税の免除措置、輸出用製品の製造に利用される重要な原材料に対する輸入税について 1 年間の免除措置(タイ王国投資委員会が適切と考えれば延長も可能です)及び租税以外の措置があります。



おばら ひでし
小原 英志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 バンコク事務所代表
h.obara@jurists.co.jp

2013 年 7 月バンコク事務所設立とともに、同事務所代表就任。2008 年～2009 年 三菱東京 UFJ 銀行米州法務室(在ニューヨーク)、2011 年～2013 年 タイ Tilleke & Gibbins に出向。現在はバンコクを拠点として、タイ王国を中心とした東南アジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。



ジラポン スリワット
Jirapong Sriwat

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 タイパートナー※
jirapong.sriwat@jurists.jp

2004年タイ国弁護士登録。2004年～2013年 バンコクのリンクレーターズ法律事務所での実務経験を経て、2013年8月から西村あさひ法律事務所バンコク事務所にて勤務。タイ王国を中心とした国際コーポレートファイナンス、M&A 取引、事業再生/倒産、資源エネルギー等の国内外の数多くの案件に関与し幅広い知識と実務経験を有する。
※外国法共同事業を営むものではありません。



アピニャー サーンティカセム
Apinya Sarntikasem

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 フォーリンアトニー
apinya.s@jurists.jp

2009年タイ国弁護士登録。2009年～2010年 チュラーロンコーン大学法学部にて講師を勤める。2014年12月から西村あさひ法律事務所バンコク事務所にて勤務。

II. ベトナムの最近の太陽光エネルギー政策と立法

執筆者: 今泉 勇、Maria Glenda Ramirez、Nguyen Dang Minh

ベトナム政府は、再生可能エネルギー計画にあたり、主に風力とバイオマスによる発電に焦点を絞ってきましたが、最近、高い太陽光照射水準のある国において適当とされるように、ベトナムにおいても太陽光エネルギーが中心となりはじめようとしています¹。

アジア開発銀行によると、この国で太陽光エネルギー発電が技術的にかつ潜在的に可能とされる能力は 130 億ワットにのぼる

¹ アジア開発銀行「大メコン圏における再生可能エネルギー開発とその潜在力」(2015 年)120 頁。<http://www.adb.org/sites/default/files/publication/161898/ren-ewable-energy-developments-gms.pdf>.

ものの、2015年の時点では400万ワット分の設備しかなく、主に研究と農村の電化のために利用されているに過ぎませんでした²。

その後、太陽光エネルギー部門ではいくつかの進展が見られました。2016年3月18日には、首相決定(428/QD-TTg)により「2030年に向けた2011-2020年期における電力開発に関する国のマスタープラン」の改正がなされています。法律上の文書としては、初めて太陽光エネルギー発電の詳細な目標値が記載されるに至りました。発電量としては、2020年までに8億5000万ワット、2025年までに40億ワット、2030年までに120億ワット、発電総量に占める割合としては、2020年までに0.5%、2025年までに1.6%、2030年までに3.3%が目標とされています³。

1. 太陽光エネルギー開発に関する首相決定案

2016年5月11日には、チン・ディン・ズン副首相の隣席の下、政府高官が集い、太陽光エネルギー開発に対する援助の仕組みに関する首相決定案(以下「首相決定案」といいます。)が議論されました⁴。この首相決定案が採択されれば、ベトナム法制において初めて公布される太陽光エネルギーに特化した事業者向けの詳細なガイドライン及び優遇措置を定めた規制となるでしょう。現在は、太陽光エネルギーに関する規制は、エネルギー、環境及び再生可能エネルギーの計画に関する一般法(2004年12月3日付第28/2004/QH11号電力法、2014年6月23日付第55/2014/QH13号環境保護法、並びに2015年11月25日付第2068/QD-TTg号再生可能エネルギーに関する2030年までの開発戦略及び2050年までの展望に関する首相決定)に組み込まれたものに限られています。

首相決定案(第3版)は光起電力(PV)方式を用いる発電プロジェクトに適用されますが⁵、現行法令は次のような優遇措置を投資家に定めています。

- (a) 太陽光エネルギープロジェクトへの投資資金を国内金融市場及びオフショア市場において調達することが認められ⁶、現行法令に基づく国による投資信用及び輸出信用についての優遇を受けられる⁷(現在のベトナム開発銀行による各プロジェクトへの貸付上限額は総投資額の70%で、貸付期間は最長12年であり、優遇金利が適用⁸)
- (b) ベトナム国内で入手することが不可能であって輸入されるプロジェクトの固定資産の構成、原材料、供給物及び半製品についての輸入関税の免除⁹
- (c) 現行税法が定める投資優遇措置に該当するプロジェクトに適用される投資優遇措置に基づく法人所得税の免除または減額

国の送電網に接続する太陽光エネルギープロジェクト、送電線及び変電所もまた、投資優遇措置を受けられるプロジェクトに適用される投資優遇措置に基づく土地使用料及び地代の免除又は減額を受けることができます¹⁰。

² アジア開発銀行「発電部門の評価、戦略及び道標」(2015年)8-9頁。<http://www.adb.org/sites/default/files/institutional-document/178616/vie-energy-road-map.pdf>

³ 2016年3月18日付の決定428/QD-TTg号第3条(a)。

⁴ 首相決定案(第3版)は<http://icon.com.vn/Portals/0/654-quyet-dinh-Thu-tuong-ve-dien-mat-troi.doc>(ベトナム語版のみ)。

⁵ 首相決定案第1.2条

⁶ 首相決定案第11.1条(a)

⁷ 首相決定案第11.1条(b)

⁸ 2011年8月30日付第75/2011/ND-CP号国による投資信用及び輸出信用に関する政令第7条及び第8条。国による投資信用及び輸出信用の正確な貸付金利は、(i)ベトナムドン建の国による投資信用貸付の年利は8.55%、(ii)ベトナムドン建の国による輸出信用貸付の年利は6.9%(2011年8月30日付第75/2011/ND-CP号国による投資信用及び輸出信用に関する政令第10条、2015年5月19日付第76/2015/TT-BTC号国による投資信用貸付及び輸出信用貸付の金利、並びに金利差に関する投資後支援に関する通達第1条及び第2条)。

⁹ 首相決定案第11.2条

¹⁰ 首相決定案第12.1条

2. 買入価格

(1) 送電網に接続する太陽光エネルギープロジェクトの場合

首相決定案(第 3 版)は、ベトナム電力公社(EVN)又はその授権を受けた法主体が、太陽光エネルギープロジェクトにより発電された全ての電力を、11.2 米セント/kWh(平均 1,800 ベトナムドン/kWh(およそ 8.89 円/0.8 米ドル))で買入れる責任を負うと定めています。一般電力の最低料金と最高料金は、2014 年 4 月 7 日付第 28/2014/QD-TTg 号電力小売り料金制度に関する首相決定に定められています。この料金は、送電網に接続する太陽光エネルギープロジェクトのうち、太陽光電池効率が 16%を上回り、かつ発電能力が 100 メガワット(1 億ワット)未満のものにのみ適用されます¹¹。

(2) 屋上に設置される太陽光エネルギープロジェクトの場合

屋上に設置され、送電網に接続する太陽光エネルギープロジェクトについては、EVN 又はその授権を受けた法主体が、余剰電力を、3,150 ベトナムドン/kWh(付加価値税を除く。)(およそ 15 米セント)で買入れます。この価格は、ベトナムドンと米ドルの為替レートの変動に伴って調整されます¹²。

3. 終わりに

2016 年 5 月 11 日の会議において、ズン副首相は、商工省(MOIT)に、太陽光エネルギー開発のための優遇措置を制定するにあたっては、他国の事例を検討し、その経験に学ぶよう指示をしました。また、MOIT 及び地方当局に、その計画において、他の計画との矛盾が生じることを避けるため、再生可能エネルギー資源の開発地域を特定するよう助言しました。ベトナム政府は、太陽光エネルギーは未開発ではあるものの有望な潜在能力、及び同部門に多くの投資家が関心を示していることを考慮し、首相決定案を速やかに採択するよう熱心に取り組んでいるように見受けられます。



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 弁護士

i_imaizumi@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2016年ベトナム外国弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、アジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。インドの Khaitan&Co 法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応の経験後、2016年3月より当事務所ホーチミン事務所にて勤務開始。



マリア グレンダ ラミレス
Maria Glenda Ramirez

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリンアトニー

maria.glenda.ramirez@jurists.jp

1996年フィリピン国弁護士登録。2008年ベトナム外国弁護士登録。2015年7月から西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所にて勤務。



グエン ダン ミン
Nguyen Dang Minh

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 パラリーガル

nguyen.dang.minh@jurists.jp

2012年5月から西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所にて勤務。2016年ベトナム社会主義共和国弁護士登録。

¹¹ 首相決定案第 2.1 条及び第 13.1 条

¹² 首相決定案第 13.2 条

シンガポール新会社法解説(第8回)～少数株主の権利～

今回は、株主代表訴訟制度の概要について紹介しました。今回は、少数株主の権利保護の観点から、シンガポールの会社法でどのような手当がなされているのかについて紹介します。

1. 帳簿閲覧権

各株主は、会社法上、会社が作成・保管義務を負う一定の書類(株主名簿、役職員名簿、役員の持株記録、社債権者名簿及び担保記録)、株主総会議事録、会社資産に対する登録担保設定証書、及び財務諸表その他定時株主総会に提出される書類について、閲覧権が認められています。

上記以外の書類(例えば、取締役会名簿、取引先名簿及び会計帳簿等)の帳簿閲覧権は、会社法上は認められておりませんが、定款に規定することにより、各株主に対して付与することができるものと解釈されています。もともと、会社法改正に伴って新たに施行された非公開会社のモデル定款では、法令で認められたもの又は株主総会若しくは取締役会で個別に認められた場合を除き、各株主は帳簿閲覧権を有しないと規定されています。他方、合併会社において、少数株主に会社法で認められたもの以外の書類についての帳簿閲覧権を付与することが合意されている場合には、モデル定款を採用せず、少数株主が閲覧できる書類を定款で列挙する場合があります。

2. 少数株主への抑圧に対する救済措置

会社又は取締役が、(i)会社の事業運営に関し、株主に対して抑圧的な行為を行う場合、(ii)株主の利益に反する行為を行う場合、(iii)株主に対して不公正に差別的な行為を行う場合、当該行為・決議の影響を受ける株主は、裁判所に対して、救済処分を申し立てることができます。裁判所は、株主の権利が侵害されていると判断した場合、その裁量により、当該行為の差し止め、内容の変更、他の株主又は会社による当該株主の株式等の買い取り、会社の解散を命じることになります。

判例・実務上、多数株主及びその指名取締役が少数株主との合併会社のビジネス機会を多数株主等が支配する会社に奪われた場合、取締役の配当を高額にして、株主への配当金額を行わない又は少額の配当を行った場合、少数株主の持株割合を不当に減少させる場合等が、少数株主への抑圧であると考えられています。なお、スクイーズ・アウトと少数株主への抑圧に対する救済措置との関係については別の機会に紹介します。

3. 解散請求

シンガポールの会社法では、会社の解散事由の一つとして、解散を命じることが公正であると裁判所が判断した場合、が規定されています。この裁判所が解散を命じることが公正な場合として、判例・実務上、合併会社においてデッドロックが発生し解決できない場合、多数株主が少数株主の権利を不公平に取り扱っている場合が含まれると考えられています。

4. 違法行為差止請求

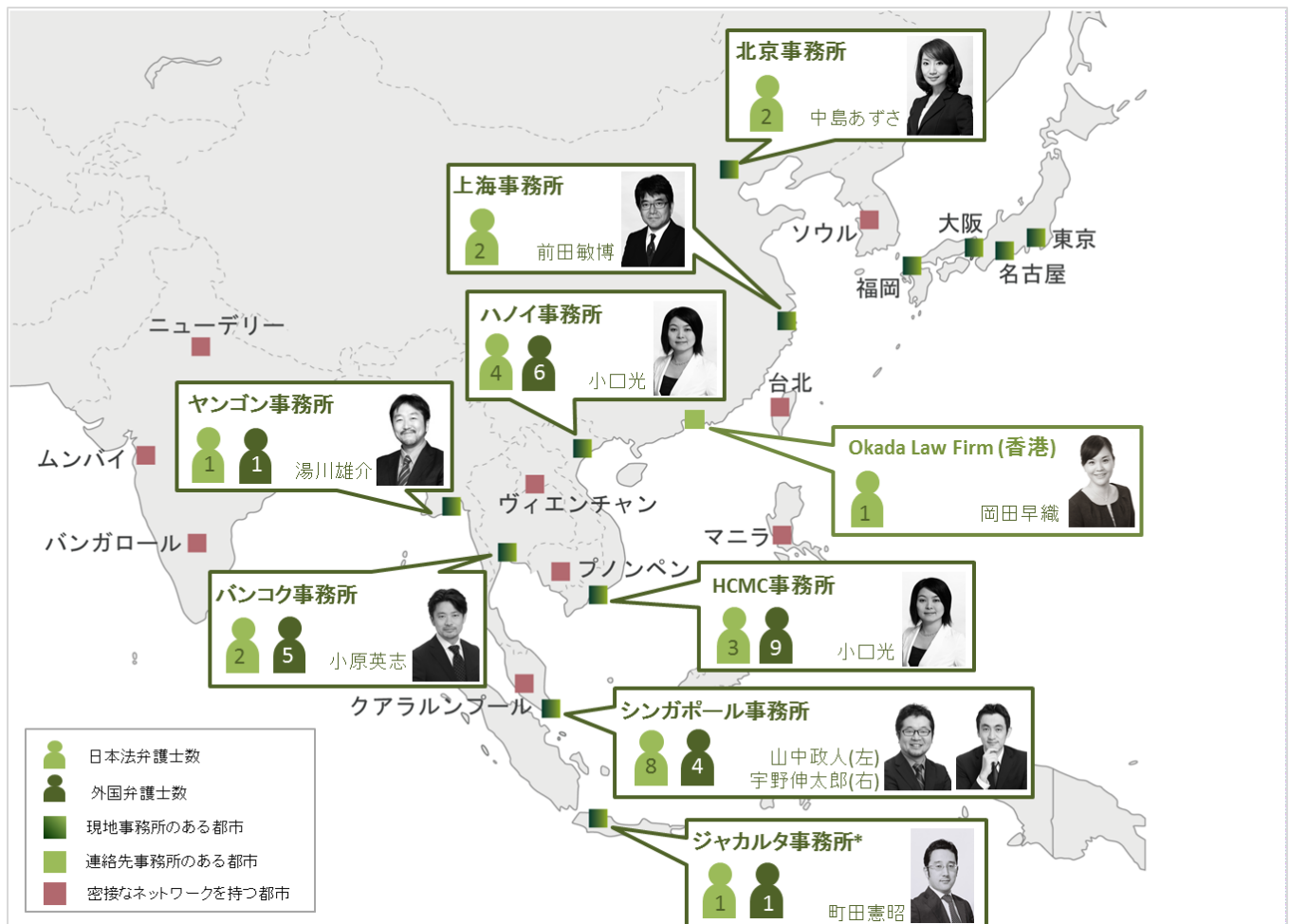
会社又は取締役が、会社法に違反する行為を行う場合、株主は裁判所に対して、当該違法行為の差し止めを求めることが認められています。また、会社、取締役又は他の株主が、定款に違反する行為を行おうとする場合にも、株主は、裁判所に対して、差止請求を行うことができると考えられています。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士

[佐藤 正孝](#)



西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



バンコク事務所
Tel: +66-2-168-8228
E-mail: info_bangkok@jurists.jp

小原英志(代表)、下向智子、ジラポン・スリワット、アティターンポー・ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブ、オーム、アピンヤー・サーンティカセーム、カーンター・ティップターン

北京事務所
Tel: +86-10-8588-8600
E-mail: info_beijing@jurists.jp

中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

上海事務所
Tel: +86-21-6171-3748
E-mail: info_shanghai@jurists.jp

前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

ハノイ事務所
Tel: +84-4-3946-0870
E-mail: info_hanoi@jurists.jp

小口光、武藤司郎、廣澤太郎、村田智美、グエン・ティ・タン・フォン、ブイ・ヴァン・クワン、グエン・トウアン・アン、グエン・ホアン・トウアン、グエン・マン・クオン、グエン・ホアン・リー

ホーチミン事務所
Tel: +84-8-3821-4432
E-mail: info_hcmc@jurists.jp

ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック、大矢和秀、平松哲、今泉勇、チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン、カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビク・フィン、マリア・グレンダ・ラミス、レ・ティ・タン・マイ、チャン・コック・ダット

ジャカルタ事務所* *提携事務所
Tel: +62-21-2933-3617
E-mail: info_jakarta@jurists.jp

町田憲昭、アレクサンダー・アグスティヌス・フタウルック

シンガポール事務所
Tel: +65-6922-7670
E-mail: info_singapore@jurists.jp

山中政人(共同代表)、宇野伸太郎(共同代表)、佐藤正孝、煎田勇二、桜田雄紀、眞榮城大介、吉本智郎、早川皓太郎、イカング・ダーヤント、シャロン・リム、ディーバク・シンマー、メリッサ・タン・スー・イン

ヤンゴン事務所
Tel: +95-(0)1-382632
E-mail: info_yangon@jurists.jp

湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン

Okada Law Firm (香港) *関連事務所
Tel: 080-9042-4590
E-mail: s_okada@jurists.co.jp

岡田早織(代表)

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。